

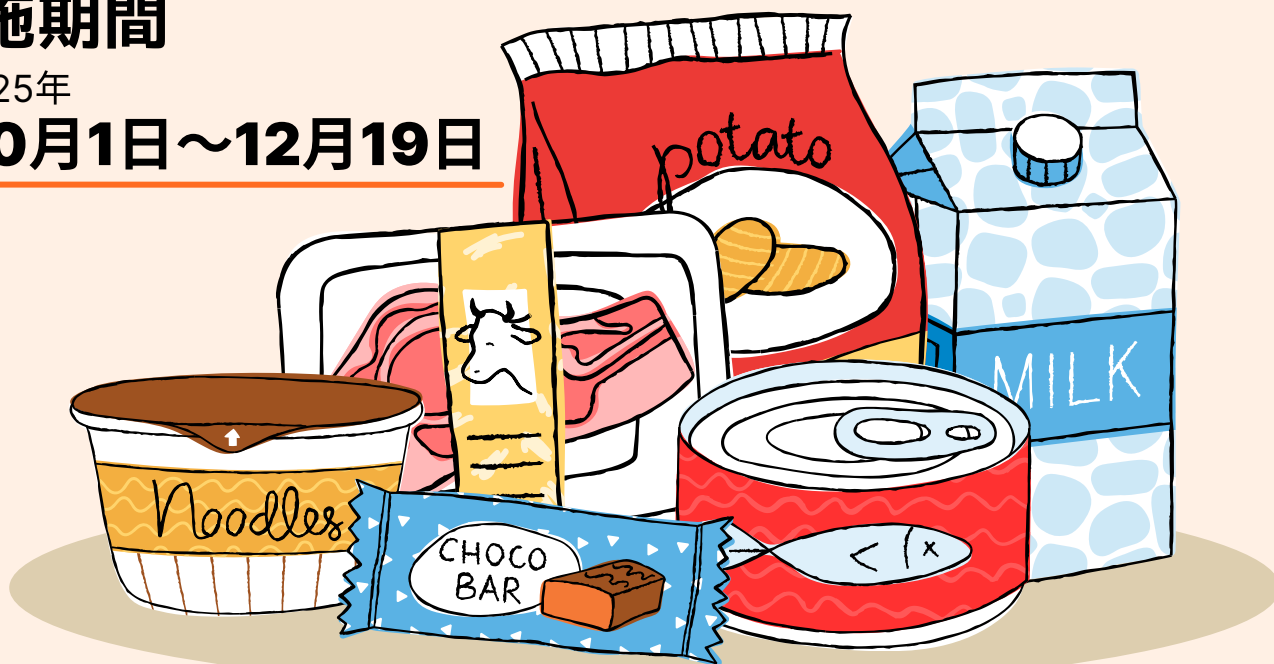
余っている食品を必要な方に届けます！ なくそう！ 食品ロス

フード ドライブ

実施期間

2025年

10月1日～12月19日



各家庭で使いきれない未使用食料品を持ち寄り、生活に困っている方などへ社会福祉協議会等を通して寄附する活動を「フードドライブ」といいます。

お預かりした食品等は、飛騨地区のフードバンク事業実施団体や子ども食堂等で活用していただきます。

食品をお寄せいただく場所



飛騨市社会福祉協議会 8:30～17:00
事務局 ハートピア古川内
神岡事務所 神岡振興事務所内

こんな食品を集めています

- ▶ お米
 - ▶ 缶詰、乾物
 - ▶ お菓子
 - ▶ 調味料、飲料
- ※詳細は裏面を参照

お問い合わせ先: 飛騨市社会福祉協議会

☎0577-73-3214

収集する食品について

○お預かりできる食品

未開封、かつ常温保存が可能な賞味期限が令和8年1月末日以降の食品

- (1)米（粳、精米・玄米）
 - (2)缶詰（肉、魚、野菜、果物など）、瓶詰
 - (3)インスタント食品、レトルト食品（カップ麺、カレーなど）
 - (4)乾麺（パスタ、うどん、そばなど）
 - (5)お菓子
 - (6)飲料（ペットボトル飲料、缶ジュースなど）
 - (7)乳幼児食品（粉ミルク、離乳食など）
 - (8)調味料（醤油、みそなど）
- ※外装破損、汚損品については不可です

×受け付けできない食品

下記の食品等についてはお受けできません

常温で保存できないものや、賞味期限が令和7年1月末日以前の食品

- (1)賞味期限の確認ができないもの（米を除く）
- (2)開封済のもの（小分け等した米は可）
- (3)虫が発生している米
- (4)生鮮食品（肉類、魚介類、野菜など）
- (5)冷蔵・冷凍食品
- (6)包装に破損のあるもの（外箱の変形程度は可）
- (7)アルコール飲料（みりん、料理酒は除く）

受け付けできない食品は、ご持参いただいてもその場でお返しいたしますのでお願いいたします。

収集した食品は、フードバンク事業実施団体等（市内子ども食堂団体、フードバンク飛騨高山、セカンドハーベスト名古屋、岐阜県子どもの居場所応援センター等）へお届けし、子ども食堂や飛騨市内外の生活に困っている世帯等で希望する方へ配布されます。また、一部は飛騨市社協でお預かりし、直接生活に困っている世帯等への配布にも活用いたします。ご協力をお願いいたします。